

富田林市子どもの権利条例素案に関する意見一覧と対応についてver5

当日配布

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
1	意見シート	第3章	責務および役割	<p>第7条第1項について 現在の条文案では、「子どもの養育」という表記が重複しており、また保護者への念押しのようで大きな違和感があります。</p> <p>そこで、他の委員の方の前回の意見シートで修正され、以前よりも良くなつたと感じています第3項と第1項を統合して、第7条第1項を、 「保護者は、子どもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、子どもの権利を理解し、尊重し、子どもにとって最善の利益を第一に考え、子どもが安心して生きられる環境を子どもとともに育んでいきます。」とすることを提案します。</p>	<p>第7条 保護者は、子どもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、子どもの権利を理解し、尊重し、子どもにとって最善の利益を第一に考え、子どもを養育します。</p> <p>2 保護者は、子どもの養育、子育てまたは家庭に関する悩み、困りごと等について、市、育ち学ぶ施設等および関係機関に相談し、または支援を求めるることができます。</p> <p>3 保護者は、子どもが安心して生きられる環境を子どもとともに育んでいきます。</p> <p>4 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、子どもの権利を保障するまちづくりの推進に協力します。</p>	<p>第7条 保護者は、子どもの養育について第一義的責任があることを踏まえ、子どもの権利を理解し、尊重し、子どもにとって最善の利益を第一に考え、子どもを養育します。子どもが安心して生きられる環境を子どもとともに育んでいきます。</p> <p>2 保護者は、子どもの養育、子育てまたは家庭に関する悩み、困りごと等について、市、育ち学ぶ施設等および関係機関に相談し、または支援を求めるることができます。</p> <p>3 保護者は、子どもが安心して生きられる環境を子どもとともに育んでいきます。</p> <p>43 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、子どもの権利を保障するまちづくりの推進にをともに考え、協力していきます。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
2	意見シート	第3章	責務および役割	<p>4 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、子どもの権利を保障するまちづくりの推進に協力します。 ↓ 4 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と力を合わせ、子どもの権利を保障するまちづくりをともに考え、協力していきます。</p> <p>*力を合わせ：保護者が支援される側でもあり担い手でもあるという意識 *考え：保護者もともに育っていくという意識</p> <p>完璧な大人じゃなくても良いんだよ、一緒に考えて子どもを支えていこうね、というメッセージが含まれている感じはどうでしょうか。</p>	<p>4 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、子どもの権利を保障するまちづくりをともに考え、協力していきます。</p> <p>*力を合わせ：保護者が支援される側でもあり担い手でもあるという意識 *考え：保護者もともに育っていくという意識</p> <p>完璧な大人じゃなくても良いんだよ、一緒に考えて子どもを支えていこうね、というメッセージが含まれている感じはどうでしょうか。</p>	<p>4 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、子どもの権利を保障するまちづくりをともに考え、協力していきます。</p> <p>3 保護者は、子どもが安心して生きられる環境を子どもとともに育んでいきます。</p> <p>43 保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、子どもの権利を保障するまちづくりの推進にをともに考え、協力していきます。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
3	意見シート	第3章	責務および役割	<p>(市の責務) 第6条第1項の最後の文言について 本条例の(市の責務)を規定する第6条第1項の最後の文言が、「します。」になっていますが、「する責務を有します。」と修正することが適切と考えます。 (理由) 本条例第2条で定義した他の主体(子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等)と第6条の地方公共団体である市とは、責務の大きさや内容、その権能が全く違うと思います。 実際、(市の責務)を抜き出した第6条、とりわけ第1項では、地方公共団体固有の取り組みである「子どもに関する施策を総合的に実施し、」という文言が含まれています。 前回の意見シートでも同様の意見を提出しましたが、対応方針では「条例全体の文体統一の観点から、現在の表記の維持が適切と考え、原案通りといたします。」とのことです、私の意見は逆で、他の条文は現在の表記のままで良いと考えますが、上記の観点をふまえると、特に第6条第1項においては文言を変更して、見出しある(市の責務)と対応させて「する責務を有します。」と修正する方が、条例全体の構成として適切と考えるものであります。 そうすることによって、本条例第4章から第7章における市に関する諸規定、とりわけ今回第5章において市長の附属機関として「子どもの権利擁護委員会」を設置することに関しても、市としての根拠やその意志がより明確になるのではないかと思う。</p> <p>また以下は前回の意見シートと重複しますが、例えば今回の条例案前文の(市やおとなの決意)で引用した子ども基本法第5条(地方公共団体の責務)では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、(中略)その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」、児童福祉法第3条第3項では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」としていて、子ども施策についての地方公共団体の責務性を明確に表現していると思います。</p>	<p>第6条 市は、子どもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、子どもの権利を保障するまちづくりを推進します。</p>	<p>第6条 市は、子どもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、子どもの権利を保障するまちづくりを推進しますする責務を有します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
4	意見シート	第4章	子どもの権利を保障するまちづくりの推進	第11条第4項における「職員」を「職員等」に変更し、例えば、ボランティアの方々も含まれるような表記にすることを提案します。	<p>第11条 4 市および育ち学ぶ施設等は、その職員に対し、前項の支援を行うために必要な知識を学ぶ機会を設けます。</p>	<p>第11条 4 市および育ち学ぶ施設等は、その職員等に対し、前項の支援を行うために必要な知識を学ぶ機会を設けます。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。
5	意見シート	第4章	子どもの権利を保障するまちづくりの推進	第13条の2項 「勉強したり」は入らないのかなと思います。解説の方には勉強する場所とでているし、トピックの自習室のような所も居場所になるのかなと思うんですが。	<p>第13条 2 市は、子どもが楽しく遊んだり、休んだりし、安心して自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進します。</p>	<p>第13条 2 市は、子どもが楽しく遊んだり、休んだり、勉強したりし、安心して自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進します。</p>	ご意見を踏まえ、修正しました。

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
6	意見シート	第4章	子どもの権利を保障するまちづくりの推進	解説に出てくる権利侵害の例示の後の「等」は「その他」に統一してはどうでしょう。 (P9・19)			検討させていただきましたが、データDV等の本文にない例示を示している箇所となり、統一が難しいため、そのままとさせていただきます。 P9 (2)あらゆる暴力から守られる権利いじめや暴力、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のあらゆる暴力から守ってもらえる権利です。
7	事務局意見	第5章	子どもの権利の擁護および救済	第15条において、相談・調査専門員について記載がありますが、「相談」に関する業務内容は第2項に示されている一方で、「調査」に関する業務内容が条文中に明記されていません。「調査」として具体的にどのような業務を行うのか、条文中に記載する必要はないでしょうか。	第15条 市長は、子どもの権利に係る相談・調査専門員（次項において「相談・調査専門員」といいます。）を置きます。 2 相談・調査専門員は、子どもに関する相談に応じ、必要に応じてその内容を擁護委員会に報告します。	第15条 市長は、 子どもの権利に係る相談員 （次項において「 相談員 」といいます。）を置きます。 2 相談員 は、子どもに関する 相談、その他の支援を行い 、必要に応じてその内容を擁護委員会に報告します。	ご意見を踏まえ、修正しました。 調査については、その他の支援に含まれます。
8	意見シート	附則	附則	育ち学ぶ施設等に条例を周知する期間が必要と考えます。条例の施行日を4月1日ではなく、育ち学ぶ施設等に周知する期間を設けるべきと考えます。	この条例は、令和8年〇月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。	この条例は、令和8年 7月1日 から施行します。ただし、第5章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。	ご意見を踏まえ、修正しました。